古文書勉強会

令和７年１月

半田市立博物館　博物館専門員　柴田邦彦

江戸時代の公文書を題材に勉強します。

１．代官所の呼び出し命令書

２．村から村への移転通知書（移転依頼書）

３．下用帳（藩に対する村の経費報告書）

１．代官所の呼び出し命令書

この例では、酒造家に通知したいことがあるので、出頭するようにとの命令書

２．村から村への移転通知書（移転依頼書）

移転通知書発生の理由

・婚姻
・養子縁組
・使用人（懸人）
・移住

出し側の庄屋が、受け側の庄屋に宛て発信する

送り一札

一 當村定右衛門娘とめ當未弐拾壱才ニ罷成候
今般其御村清七方へ嫁ニ差遣し申候、右之者
宗旨ハ代々浄土宗ニ而當村信楽院旦那ニ紛無
御座候、自今御制禁之切支丹宗門ニ而ハ
無之候ニ付、依之當春當村宗門帳面相除申候
以後其村方清帳面ニ御加入可被下候、為
後日一札仍而如件

文政六年未二月

矢田村庄屋
水谷清右衛門（印）

成岩村御庄屋
御前重左衛門殿

一札

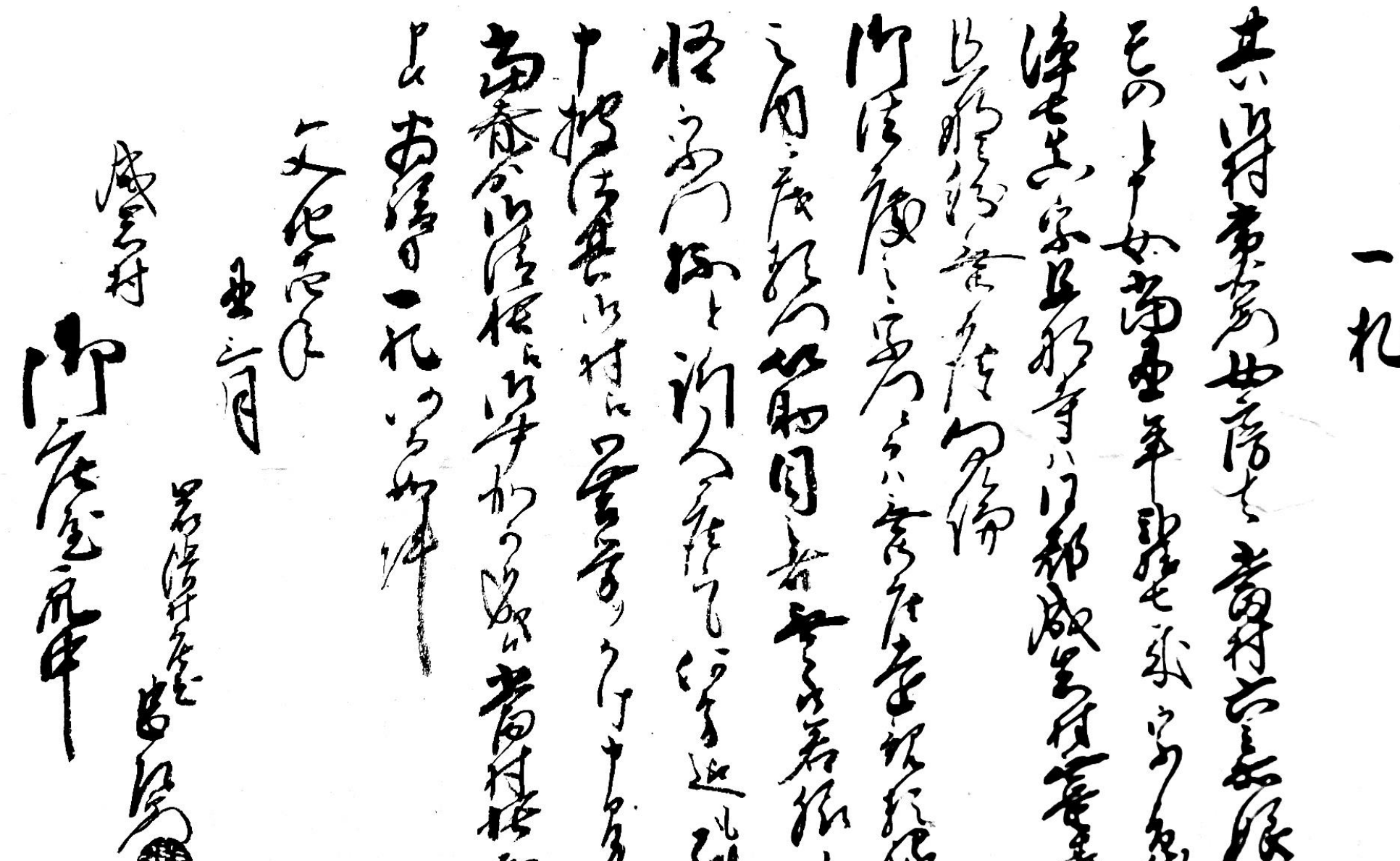

３．下用帳（藩に対する村の経費報告書）

村が前年に消費した費用の明細書
翌年１月に代官所に提出する。
作者　庄屋

⇒次のスライドへ